

母養成所々々長) 谷川貞夫(同講師) 社會事業概論・ケースワーク・グループワーク) 高岡麟二郎(東京都立保母學院々々長) 濱野正眞(同教諭) 上野隆憲(同講師) ケースワーク) 秋田美子(同講師) グループワーク) 平野恒子(横浜保母專門學院々々長) 寺井田鶴子(同教諭) ケースワーク) 中井優一(同講師) 瓜巢憲三(同講師) グループワーク) 吉村良司(同講師) 社會事業一般・精神衛生) 藤平榮(高知縣兒童課長) 佐藤良臣(同縣厚生課・講師) 社會事業) 大久保穂(同縣兒童課) 小林宗作(厚生保母學院々々長) 坂本一郎(代)(同園講師) 精神衛生) 鈴木豊藏(福岡縣立高等保母學院教諭) 精神衛生) 太田義英(岡山縣保母養成所々々代理) 竹内眞道(同所講師) 精神衛生) 山崎ちとせ(宮城縣立保母養成所々々長) 今岡健一郎(宮城縣社會事業協會・教諭) ケースワーク・グループワーク) 大阪護司(講師) 社會事業)

官廳公示連絡事項

幼稚園教員養成
短期大學の誕生

このたび文部省から、昭和二十五年度において開設を認められた短期大學(第一回分)の發表があつたが、そのうち幼稚園教員養成の短期大學は左の通りである。

東京 東洋英和女學院短期大學・保育科(舊東洋英和女學院保育専攻部)

兵庫 聖和女子短期大學・保育科(舊財團法人聖和女子學院)

兵庫 頌榮短期大學・保育科(舊頌榮保育専攻學校)

奈良 天理大學短期大學部・保育學科(舊天理保母養成所)

定員三〇名——奈良縣山邊郡丹波市町

昭和二十四年度幼稚園
教員養成修了者の措置について

三月十七日文部省告示第八號で昭和二十四年度に幼稚園教員養成所を修了する者の措置について發表があつたが、この告示によつて從來の保母養成所を昭和二十五年三月に修了する者は、教育職員免許法施行法第二條第一項の表の第二十四號口に該當する文部大臣の指定する教員養成機關を修了した者として「幼稚園教員の假免許狀の授與を受ける資格を得た

のである。

文部省告示第八號

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八號)
 (以下「施行法」という。)第二條第一項の表の第二十四號
 の規定により、次の表の上欄に掲げる學校等をそれぞれそ
 の下欄に掲げる教員養成機關として指定する。

昭和二十五年三月十七日

文部大臣 高瀬莊太郎

上	欄	下	欄	備考
一、省略	省	略	省	略
二、省略	省	略	省	略
三、専門學校の入學資格を有する者を入學資格とする幼稚園令(大正十五年文部省令第十七號)第十條第五號の規定により、都道府縣知事が指定した學校であつて、一年以上幼稚園教員養成課程を有するもの	施行法第二一條第一項の表の第二十四號の上欄に規定する教員養成機關	昭和二十四年度の修了者に限る		
四、省略	省	略	省	略

(以上二項—文部省初教育課)

ユニセフ寄贈物資による保育所給食範圍の擴張について

ユニセフの好意による保育所給食は從來、東京、大阪、京都、北海道、宮城、神奈川、新潟、愛知、兵庫、廣島、愛媛、福岡の十二都道府縣三八施設において行はれて來たが、今般その實施範圍を更に、山形、福島、富山、岡山、長崎、香川、高知の各縣にも及ぼすこととし、これらの各縣宛以下のような通牒が發せられた。(なおユニセフ給食については本誌四八卷十一號三五頁以下参照)但し擴張施設數及び指定施設の名稱等は未定である。

兒U第六〇號

昭和二十五年四月三日

厚生省兒童局長

知事殿

ユニセフ寄贈物資による保育所給食の實施範圍

の擴張について

ユニセフの好意により我が國の兒童に對して贈與された脱脂粉乳による保育所の給食は、昭和二十四年十一月より十二都道府縣三八保育所において實施して來たのであるが、今般この範圍が擴張され貴縣においても別紙ユニセフ給食實施要